

個人住民税

(市町村民税・県民税)

特別徴収の事務手引き



三重県・県内各市町

目次

	頁(ページ)
1 個人住民税について	1
2 特別徴収の義務	1
3 特別徴収義務者の指定	2
4 対象になる人	2
5 給与支払報告書の提出	2
6 特別徴収税額決定通知書の送付	4
7 納期と納入方法	5
8 退職・休職者の徴収方法	6
9 税額の変更通知	6
10 異動届などの提出(様式は各市町村により異なります)	7
◆退職して一括徴収する場合	7
◆退職して普通徴収へ切替える場合	8
◆転勤等により特別徴収を継続する場合	8
◆年度途中で特別徴収へ切替える場合	9
◆特別徴収義務者の住所・名称等に変更があった場合	9
11 退職所得に係る個人住民税の特別徴収	10
12 Q & A	12
13 三重県・県内市町個人住民税担当課連絡先	16

◎「個人住民税」とは？

県や市町村が行う住民に対する行政サービスに必要な経費を、住民の方々がその能力（担税力）に応じて広く分担してもらうものです。一般的に、「個人県民税」と「個人市町村民税」をあわせて「個人住民税」と呼ばれています。

注意！

「個人住民税特別徴収の事務手引き」に掲載されている各種様式は、市町村により様式が異なります。

1 個人住民税について

県や市町村などの地方自治体は、わたしたちが豊かで健康な暮らしができるよう、福祉、保健、教育、消防、ごみ、公園、道路など、日々の生活の広い範囲にわたり様々な仕事をしています。

そのためにはたくさんの費用がかかりますが、この資金はみんなを出し合っていかなければなりません。これが税金です。

なかでも個人住民税は、わたしたちの日常生活に身近な関わりをもつ県や市町村の仕事のための費用を、できるだけ多くの住民の皆さんに負担を分かちあっていただくという性格の税金で、地方自治を支える重要な税目となっています。



2 特別徴収の義務

所得税の源泉徴収義務のある事業者（給与支払者）は、従業員（納税義務者）の個人住民税を給与引き去りして、納めることが法令で義務付けられています。

給与引き去りによる納付を「特別徴収」といいますが、この冊子では、特別徴収義務者として指定された事業者が具体的にどのような事務を行うかを案内していきます。

3 特別徴収義務者の指定

地方税法第41条、第321条の4及び第328条の5第1項の規定により、所得税の源泉徴収義務がある事業者は、市町村から特別徴収義務者に指定されます。

(給料日の間隔が一月を超える、または給与から個人住民税額を引き去りきれないなどの特別な理由がない限り、普通徴収^{*}は認められません。)

※普通徴収とは、主として事業所得者などが市町から送付される納税通知によって納める方法。納期は年4回となります。

4 対象になる人

前年中（1月1日～12月31日）に課税対象所得があり、本年度個人住民税の課税が発生する人で、**本年4月1日現在において、特別徴収義務者から給与の支払いを受けている人が対象です。**

5 給与支払報告書の提出

毎年1月1日現在において給与の支払いをする者で、給与所得に係る所得税の源泉徴収をする義務のある事業者は、1月31日までに総務省令で定める給与支払報告書を、給与支払いを受けている人の1月1日現在の住所所在地の市町村長に提出しなければならないことになっています。また、年の途中で退職した人についても提出してください。

提出の際には、仕切り紙、切替理由書を使用してください（次ページ参照）。なお、退職者または「個人住民税普通徴収への切替理由書」の理由に該当する人以外は普通徴収を希望することはできませんので、ご注意ください。

また、エルタックス又は光ディスク等を利用される方につきましては、次ページ「個人住民税普通徴収への切替理由書」の理由a～dのいずれに該当するかを摘要欄の最初に「理由a（又はb、c、d）」と入力するとともに「普通徴収」欄にチェックを入力していただくようお願いいたします。入力していない場合は、原則、特別徴収となります。

給与支払報告書（個別明細書）の仕切りについて

26	<input checked="" type="radio"/> 市(町)	仕 切 り 紙
	<input type="radio"/>	特 別 徴 収 用
		名分

・ この紙の下は、特別徴収者用(退職者用及び個人住民税普通徴収への切替理由書の対象者を除く)の給与支払報告書(個人別明細書)を綴ってください。

26	<input checked="" type="radio"/> 市(町)	仕 切 り 紙
	<input type="radio"/>	退 職 者 用
		名分

・ この紙の下は、市町民税・県民税を給与から徴収できない方(退職者)の給与支払報告書(個人別明細書)を綴ってください。

平成 年 月 日

26	個人住民税普通徴収への切替理由書	
	<input checked="" type="radio"/> 市(町)	理由

a. 【 人】乙欄適用で普通徴収希望者又は他事業所で特別徴収されている

b. 【 人】給与が支給されない月がある

c. 【 人】事業専従者のみ(全従業員が事業専従者のみの場合に限る)

d. 【 人】退職予定者(5月末までに退職予定の者)

合計【 人】

上記の理由により、普通徴収に切替を願います。

(事業所番号) 事業所名 印

この紙の下は、市町民税・県民税を給与から徴収できない方(上記理由a～d)の給与支払報告書(個人別明細書)を綴ってください。

<留意点>

1. この「仕切り紙(退職者用)」及び「個人住民税普通徴収への切替理由書」は、給与支払報告書を提出するときに普通徴収への切り替えが必要な場合に使用するものです。
2. 給与支払報告書を送付した後は、異動届の「その他」欄に理由を記入のうえ報告してください。
3. 個人住民税普通徴収への切替理由書の該当する項目(a～d)の【 人】に人数を記入してください。
4. 個人住民税普通徴収への切替理由書の項目に該当しない場合は、パート・アルバイトも原則特別徴収をしていただかなければなりません。
5. 綴る順番は、上から順に①給与支払報告書(総括表)②仕切り紙(特別徴収用)③給与支払報告書(個人別明細書:特別徴収分)④仕切り紙(退職者用)⑤給与支払報告書(個人別明細書:退職者分)⑥個人住民税普通徴収への切替理由書⑦給与支払報告書(個人別明細書:個人住民税普通徴収への切替理由書分)としてください。

※この様式は、三重県内の市町で使用します。なお、様式のサイズ等は、各市町により異なります。

6 特別徴収税額決定通知書の送付

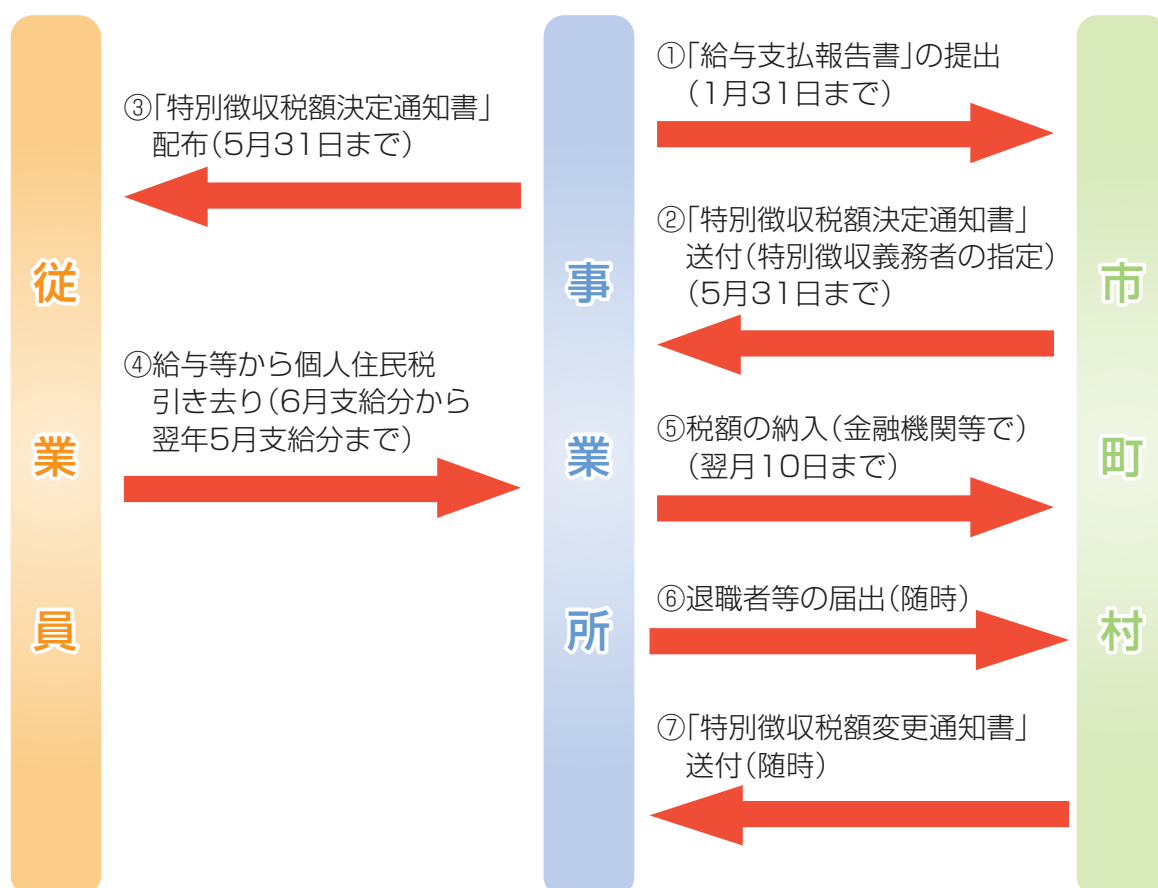
個人住民税特別徴収の徴収期間は6月から翌年5月までの12ヶ月です。

毎年5月中に、特別徴収義務者あてに特別徴収税額決定通知書（特別徴収義務者用・納税義務者用）と納入書、特別徴収のしおり（綴り、手引き*）（各種様式）が送付されます。

このとき年間の個人住民税額と月割額をお知らせしますので、6月の給与から引き去りを開始するための準備をしていただきます。

※市町村ごとに呼び方は異なります。

所得税と違って、税額の計算をする必要がないのですね！



7 納期と納入方法

納期限は、月割額を徴収した月の翌月10日です。

(この日が土・日曜日、または祝日の場合は、その翌営業日となります。)

従業員から徴収した税額をそれぞれの市町村ごとにとりまとめ、特別徴収税額決定通知書と一緒に送られる納入書で納入します。

ゆうちょ銀行・郵便局で納付される場合は、各市町村で発行する「郵便局指定通知書」が必要になります。

納期の特例（年2回納入） ……特別徴収税額の納入の原則は12回の毎月納入を基本としていますが、条件を満たす事業所は申請をすることにより、年2回の納入となる納期の特例をご利用いただけます。

給与の支給人員が常時10人未満である特別徴収義務者で、市町村長の承認を受けた場合には、**6月から11月まで及び12月から翌年5月までの各期間**（当該各期間のうち、その承認を受けた日の属する期間については、その日の属する月から当該期間の最終月までの期間）に当該事務所等において支払った給与について徴収した給与所得に係る特別徴収税額を各期間の最終月（11、5月）の翌月10日までに納入することができます。

市町村民税・県民税 特別徴収税額の納期の特例についての申請書															
受付印		提出年月日 平成 年 月 日 提出													
(あて先) 〇〇〇 市・町・村長あて	申請者	住所又は所在地	特別徴収義務者 指定番号												
		氏名又は 事業所の名称	電話番号	()	-										
<small>地方税法第321条の5の2並びに各市町村の条例の規定による特別徴収税額の納期の特例について承認を申請します。</small> 特例を受けようとする税額 <table border="1"> <thead> <tr> <th>平成 年 月</th> <th>以降の納期に係る市町村民税・県民税特別徴収税額</th> <th>円</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>申請の日前6ヶ月間の各月末の 給与の支払を受ける者の人員</td> <td>年 月分 他に臨時 人</td> <td>年 月分 他に臨時 人</td> </tr> <tr> <td></td> <td>年 月分 他に臨時 人</td> <td>年 月分 他に臨時 人</td> </tr> </tbody> </table>							平成 年 月	以降の納期に係る市町村民税・県民税特別徴収税額	円	申請の日前6ヶ月間の各月末の 給与の支払を受ける者の人員	年 月分 他に臨時 人	年 月分 他に臨時 人		年 月分 他に臨時 人	年 月分 他に臨時 人
平成 年 月	以降の納期に係る市町村民税・県民税特別徴収税額	円													
申請の日前6ヶ月間の各月末の 給与の支払を受ける者の人員	年 月分 他に臨時 人	年 月分 他に臨時 人													
	年 月分 他に臨時 人	年 月分 他に臨時 人													
<small>現に市町村税に滞納がある。又は最近において著しい納入遅延の事実がある場合において、やむを得ない事由があるときはその事由</small>															
申請の日前1年以内に納期の特例についての承認を取り消されたことがある場合には、その年月日				平成 年 月 日											

※ この申請書は参考様式であり、各市町村で様式は異なります。
 ※ 承認後、受給者が常時10人未満でなくなった場合には、遅滞なくその旨その他必要な事項を記載した届出書を市町村長に提出しなければなりません。

8 退職・休職者の徴収方法

●6月1日から12月31日までに退職等をした場合

特別徴収できなくなった残りの税額は、普通徴収への切替えとなって個人に納付していただきます。利便性と納税の円滑化を考慮し、納税義務者の申し出または了解を得て、退職時に支払いをする給与または退職手当等から一括徴収していただくこともできます。

●翌年1月1日から4月30日までに退職等をした場合

地方税法第321条の5第2項により、特別徴収できなくなる税額は、本人の申し出がなくとも、5月31日までの間に支払いをする給与または退職手当等から一括徴収することになっています。

(一括徴収すべき金額が退職手当等の金額を超える場合は、この限りではありません。)

※5月退職の場合も、最終月分として特別徴収により納入していただきます。

9 税額の変更通知

納税義務者の期限後申告や給与支払報告書の訂正、所得・控除内容の調査結果等により通知済の特別徴収税額に変更が生じた場合は、特別徴収税額変更通知書が送付されますので、通知された変更月から徴収金額を変更していただきます。

10 異動届などの提出

退職、休職及び転勤等による異動があった場合は、その事由が発生した日の属する月の翌月10日までに市町村に異動届を提出しなければなりません。
(地方税法施行規則第9条の5)

異動届の提出が遅れると、退職者、休職者及び転勤者等の税額が特別徴収義務者の滞納額となることがあります。また、税額変更や普通徴収への切替え処理が遅れると、納税義務者に対して一度に多額の個人住民税の納付義務を負わせてしまう恐れがありますので、提出期限を厳守してください！

P6退職・休職者の徴収方法のとおり、徴収方法を切替える旨を納税義務者に伝えてください。なお、一括徴収・普通徴収・特別徴収継続の異動届の書き方については、以下の記載例を参考にしてください。

※用紙は市町村より送付される特別徴収のしおり(綴り、手引き等)にあります。

※この「事務の手引き」に掲載されている各種様式は、市町村で様式が異なります。

●退職して一括徴収する場合の記載例

給与支払報告・特別徴収に係る給与所得者異動届出書						特別徴収義務者指定番号	個人番号										
<div style="display: flex; justify-content: space-between;"> <div style="border: 1px solid black; border-radius: 50%; padding: 5px;">受付印</div> <div style="text-align: right;"> <small>(あて先)</small> ○○市長 <small>(特別徴収義務者)</small> 平成○○年○○月○○日提出 </div> </div>						<small>名称(氏名)</small> 有限会社 ○×商店 代表取締役 △△ □□		<small>所在地(住所)</small> 〒514-◆◆◆◆ 三重県津市広明町○○番地		<small>担当係</small> 係 経理係 <small>氏名</small> 三重 太郎 <small>電話</small> (059) 224- 0000		300000	※お問い合わせ 1月1日以降4月末日までの退職者については、本人からの申し出がない場合はあつて、異動届を提出して一括徴収していただく。				
<small>給与所得者(納税義務者)</small>																	
<small>フリガナ</small> ミエ ハナコ		<small>(ア) 特別徴収税額</small> 円		<small>(イ) 徴収済額</small> 円		<small>(ウ) 未徴収税額(ア)-(イ)</small> 円		<small>異動年月日</small>		<small>異動事由</small>		<small>異動後の未徴収税額の徴収方法</small>		<small>1月1日以降退職までの給与支払額</small>			
<small>氏名</small> 三重 花子 <small>(旧姓)</small>		121,000		6月分から 10月分まで 51,000		70,000		H25年10月31日		① 退職 ② 転勤・転籍 ③ 休職 ④ 死亡 ⑤ その他		1 特別徴収継続 <small>(下記①～詳細を記入)</small> 2 一括徴収 <small>(下記②～詳細を記入)</small> 3 普通徴収 <small>(本人が納付書で納付)</small>		1,890,100 控除社会保険料額 218,000			
<small>住所</small> 1月1日現在 津市広明町13番地 現住所 東京都千代田区永田町一丁目○番○号																	
①転勤等による特別徴収継続について 右記の転勤先等へは 月割額 円を 月分から徴収 するよう連絡済です。						<small>特別徴収義務者指定番号</small> 係 <small>担当者</small> 氏名 電話 () -											
②給与の支払を受けなくなった後の月割額(未徴収税額)の一括徴収について 一括徴収の理由 ① 異動が平成25年12月31日までで、申し出があったため(平成25年 9月 2日申出) ② 異動が平成26年1月1日以降のため						<small>異動者印</small> 印		上記(ウ)と同額 70,000円を 10月分(11月 11日 納期)で納付									
③納税者に異動(退職・転勤等)があった場合には翌月の10日までにこの届出書を提出してください。																	
④変更通知書は当市が異動届出書を受理した月の翌月中旬発送になります。																	
市記入欄		24年度		25年度		24年度		25年度		処理		点検		リスト			
		—		—		1 特別徴収義務者を変更 2 一括徴収 3 現年度 月末から普通徴収へ変更 4 翌年度 月末で普通徴収へ変更		1 特別徴収義務者を変更 2 一括徴収 3 現年度 月末から普通徴収へ変更 4 翌年度 月末で普通徴収へ変更		/		/		特・普・取			
備考										非・均・年		事業所登録 有・新規 口座振替 有・無					

●退職して普通徴収へ切替える場合の記載例

受付印 (あて先) ○○市長 平成○○年○○月○○日提出		給与支払者 (特別徴収義務者) 名称(氏名) 有限会社 ○×商店 代表取締役 △△ □□ 〒514-◆◆◆◆ 所在地(住所) 三重県津市広明町○○番地		特別徴収義務者指定番号 3000000 個人番号				
				担当係 経理係 氏名 三重 太郎 電話 (059) 224- 0000				
給与所得者(納税義務者) フリガナ ミユ ハナコ 氏名 三重 花子 (旧姓) 住 1月1日現在 津市広明町13番地 所 現住所 東京都千代田区永田町一丁目○番○号		(ア) 特別徴収税額 円 121,000	(イ) 徴収済額 6月分から 10月分まで 円 51,000	(ウ) 未徴収税額 (ア)-(イ) 円 70,000	異動年月日 H25年10月31日	異動事由 ① 退職 ② 転勤・転籍 ③ 休職 ④ 死亡 ⑤ その他 ()	異動後の未徴収税額の徴収方法 ① 特別徴収継続 (下記①～詳細を記入) ② 一括徴収 (下記②～詳細を記入) ③ 普通徴収 (本人が納付書で納付)	1月1日以降退職までの給与支払額 1,890,100 控除社会保険料額 218,000

①転勤等による特別徴収継続について

右記の転勤先等へは 月割額 円を 月分から徴収 するよう連絡済です。	フリガナ 名称(氏名) 所在地(住所)	給与支払者 (特別徴収義務者)	特別徴収義務者 指定番号 担当係 氏名 電話 () -
---	---------------------------	--------------------	--

②給与の支払を受けなくなった後の月割額(未徴収税額)の一括徴収について

一括徴収の理由	異動者印	一括徴収額
1 異動が平成25年12月31日までで、申し出があったため(平成 年 月 日申出)	上記(ウ)と同額 円を
2 異動が平成26年1月1日以降のため 月分(月 日納期)で納付	

○納税者に異動(退職・転勤等)があった場合には翌月の10日までにこの届出書を提出してください。

○変更通知書は当市が異動届出書を受理した月の翌月中旬発送になります。

市記入欄	24年度	25年度	処理		点検	リスト
			1 特別徴収義務者を変更	2 一括徴収		
市記入欄	—	—	1 特別徴収義務者を変更	✓	✓	特・普・収
			2 一括徴収			
			3 現年度 月末から普通徴収へ変更			
			4 翌年度 月末まで普通徴収へ変更			
市記入欄	—	—	1 特別徴収義務者を変更	✓	✓	特・普・収
			2 一括徴収			
			3 現年度 月末から普通徴収へ変更			
			4 翌年度 月末まで普通徴収へ変更			
備考	非・均・年 事業所登録 有・新規 口座振替 有・無					

※お願い
1月1日以降4月末までの退職者については、本人からの申し出がない限り届出がなくても、特別徴収を継続して一括徴収していただきます。

●転勤等により特別徴収を継続する場合の記載例

受付印 (あて先) ○○市長 平成○○年○○月○○日提出		給与支払者 (特別徴収義務者) 名称(氏名) 有限会社 ○×商店 代表取締役 △△ □□ 〒514-◆◆◆◆ 所在地(住所) 三重県津市広明町○○番地		特別徴収義務者指定番号 3000000 個人番号				
				担当係 経理係 氏名 三重 太郎 電話 (059) 224- 0000				
給与所得者(納税義務者) フリガナ ミユ ハナコ 氏名 三重 花子 (旧姓) 住 1月1日現在 津市広明町13番地 所 現住所		(ア) 特別徴収税額 円 121,000	(イ) 徴収済額 6月分から 10月分まで 円 51,000	(ウ) 未徴収税額 (ア)-(イ) 円 70,000	異動年月日 H25年11月1日	異動事由 ① 退職 ② 転勤・転籍 ③ 休職 ④ 死亡 ⑤ その他 ()	異動後の未徴収税額の徴収方法 ① 特別徴収継続 (下記①～詳細を記入) ② 一括徴収 (下記②～詳細を記入) ③ 普通徴収 (本人が納付書で納付)	1月1日以降退職までの給与支払額 1,890,100 控除社会保険料額 218,000

①転勤等による特別徴収継続について

右記の転勤先等へは 月割額10,000円を11月分から徴収 するよう連絡済です。	フリガナ 名称(氏名) 所在地(住所)	給与支払者 (特別徴収義務者)	特別徴収義務者 指定番号 4000000 担当係 氏名 人事係 氏名 税務 次郎 電話 (059) 223- 0000
---	---------------------------	--------------------	--

②給与の支払を受けなくなった後の月割額(未徴収税額)の一括徴収について

一括徴収の理由	異動者印	一括徴収額
1 異動が平成25年12月31日までで、申し出があったため(平成 年 月 日申出)	上記(ウ)と同額 円を
2 異動が平成26年1月1日以降のため 月分(月 日納期)で納付	

○納税者に異動(退職・転勤等)があった場合には翌月の10日までにこの届出書を提出してください。

○変更通知書は当市が異動届出書を受理した月の翌月中旬発送になります。

市記入欄	24年度	25年度	処理		点検	リスト
			1 特別徴収義務者を変更	2 一括徴収		
市記入欄	—	—	1 特別徴収義務者を変更	✓	✓	特・普・収
			2 一括徴収			
			3 現年度 月末から普通徴収へ変更			
			4 翌年度 月末まで普通徴収へ変更			
市記入欄	—	—	1 特別徴収義務者を変更	✓	✓	特・普・収
			2 一括徴収			
			3 現年度 月末から普通徴収へ変更			
			4 翌年度 月末まで普通徴収へ変更			
備考	非・均・年 事業所登録 有・新規 口座振替 有・無					

※お願い
1月1日以降4月末までの退職者については、本人からの申し出がない限り届出がなくても、特別徴収を継続して一括徴収していただきます。

年度途中で特別徴収に切り替える場合や、特別徴収義務者の名称等を変更された場合、以下の届出書をご提出いただきます。

●年度途中で特別徴収へ切替える場合の記載例

*太枠の中のみ、ご記入ください。

受付印 (あて先) ○○市長 平成○○年○○月○○日提出	(特別徴収義務者) 給与支払者	フリガナ	カブシキガイシャ ◆◇ショウジ ダイヒョウトリシマリヤク ○○ □□	特別徴収義務者 指 定 番 号	3000000
		名 称 (氏 名)	株式会社 ◆◇商事 代表取締役 ○○ □□	担 係	経理係
		フリガナ	ミエケンツシカエマチ1チヨウメ ●●●バンチ	当 氏名	三重 一郎
		所 在 地 (住 所)	〒 514 - 0004 三重県津市栄町1丁目 ●●●番地	者 電話	(059) 224-0000
				納入書が不要な場合○をしてください⇒不要	

下記の給与所得者(納税義務者)について
10月分(11月10日納期)より特別徴収への切替を希望します。

※変更通知書は、この書類受領の翌月の中旬発送となります。なお、お急ぎの場合は、特別徴収担当までご連絡ください。

給 与 所 得 者		税 額 等 の 内 訳	
納税通知書の 個人番号	1 0 0 0 0 0 0 0 - 0	(ア) 年税額	240,000
フリガナ	ミエ キクコ	(イ) 普通徴収 納付済額	第 2 期分まで 120,000 円
氏 名	三重 菊子	(ウ) 未納付額 (ア)-(イ)	120,000 円
住 所 1月1日 の住所	津市広明町13番地		
現住所			
備 考			

- 注 意 点
- 二重納付防止のため、普通徴収の納付書を必ず確認してください。
 - 個人納付の金額がある場合は、(イ)を必ず記入してください。
 - 誤読を避けるため、名称・所在地にはフリガナを必ず記入してください。

市 記 入 欄		処理	点検	リス	備 考
		24年度	/	/	特・普・取
	-				
25年度		/	/	特・普・取	非・均・年 事業所登録 有・新規 口座振替 有・無 取税連絡 要・不要 当初普通徴収 〇/削除
	-				

●特別徴収義務者の住所・名称等に変更があった場合の記載例

特別徴収義務者の所在地・名称変更届出書

受付印 (あて先) ○○市長 平成○○年○○月○○日提出	(特別徴収義務者) 給与支払者	名 称 (氏 名)	株式会社 ◆◇商事 (印)	特別徴収義務者 指 定 番 号	3000000
		所 在 地 (住 所)	〒514-8570 三重県津市広明町13番地	担 係	経理係
		代表者の 氏 名	代表取締役 ○○ □□	当 氏名	三重 一郎
				者 電話	(059) 224-0000

異動内容	①住所変更 2 名称変更 3 会社合併・吸収 4 その他() (変更年月日 平成 25 年 10 月 13 日)			
事 項	変 更 前		変 更 後	
フリガナ	ミエケンツシカエマチ1チヨウメ ●●●バンチ		ミエケンツシコウメイチヨウ13バンチ	
所在地	〒514-0004 三重県津市栄町1丁目 ●●●番地		〒514-8570 三重県津市広明町13番地	
フリガナ				
方 書				
フリガナ				
名 称				
電 話	() -		() -	
備 考 (送付先変更等)			市 記 入 欄	処理 点検 他係 番号変更 eL TAX
			/ /	有 無

※変更があった場合は、すみやかに提出してください。
 名称の変更に伴い、やむなく特別徴収義務者指定番号が変更となる場合がありますのでご了承ください。
 所在地・方書・名称には誤読をさけるため必ずフリガナをつけてください。

11 退職所得に係る個人住民税の特別徴収

退職所得に対する個人住民税については、退職手当等が支払われる際に支払者が税額を計算し、退職手当等の支払金額からその個人住民税額を差し引いて納入（特別徴収）することとされております。

このように他の所得と区分して課税される退職所得に対する個人住民税を「分離課税に係る所得割」といいます。

退職所得にかかる個人住民税は、毎月給与引き去りしている分とは分けて考えるんだね！



納入すべき市町村は、退職手当等の支払いを受けるべき日（通常は退職日）の属する年の1月1日現在における住所所在地の市町村です。

〈退職所得にかかる税額の計算方法〉

同一年中に2以上の退職手当等の支払いを受ける場合は、これらの合計額について算定される退職所得の金額において計算します。

1 退職所得の金額

(1) 退職所得の金額 = (収入金額 - 退職所得控除額 (※)) × 1/2
(1,000円未満の端数切捨て)

(2) 退職所得控除額の計算

a. 勤続年数が20年以下の場合

40万円 × 勤続年数 (80万円に満たないときは、80万円)

b. 勤続年数が20年を超える場合

800万円 + 70万円 × (勤続年数 - 20年)

※なお、退職手当等の支払いを受ける人が在職中に障がい者に該当することとなったことにより退職した場合は、上記 a 又は b の金額に100万円を加算した金額が控除されることとなります。

また、「(1) 退職所得の金額」の計算において1/2を乗じていますが、勤続年数が5年以内の法人役員等については、この1/2を乗じる措置を

廃止した上で計算します。この1/2を乗じる措置を廃止して計算する法人役員等とは、法人税法上の役員、国会議員、地方議会議員、国家公務員、地方公務員が対象となります。

2 特別徴収すべき税額の計算

退職所得の金額に、税率（市町村民税6%と県民税4%）を適用して計算します。

$$\text{退職所得の金額} \times \begin{matrix} \text{市町村民税} & 6\% = & \text{市町村民税額(100円未満切り捨て)} \\ \text{県民税} & 4\% = & \text{県民税額(100円未満切り捨て)} \end{matrix}$$

※特別徴収すべき税額に、百円未満の端数がある場合は、それぞれの百円未満の端数を切り捨てる。（特別徴収すべき税額は百円単位）

3 納入の手続き

退職手当の支払者は、特別徴収した税額を、「市町村民税・道府県民税納入申告書（下記様式）」に所要事項を記載し、その申告書をそれぞれの市町

村長に徴収した月の翌月10日までに提出するとともに、申告した税額を同日までに市役所・町村役場、指定金融機関または収納代理金融機関にて納入書により納入してください。なお、納入書の裏面が納入申告書になっている場合は、別途納入申告書を提出する必要はありません。

市町村民税 道府県民税		納入申告書			
市町村長 へて					(受付印)
平成 年 月 日提出					
平成	年	月	分	人員	人
退職手当等 支払金額		十	億	千	百
		十	万	千	百
		十	円		
特別徴収税額	市町村民税				
	道府県民税				
(特別徴収義務者)					
住所又は 所在地 氏名又は 名称					印
地方税法第50条の5及び第328条の5第2項の規定により上記のとおり分離課税に係る所得割の納入について申告します。					

納入申告書の例

※左図は省令様式であり、実際の納入申告書の形態は市町村ごとに異なります。

※退職所得に係る個人住民税がないときは提出の必要はありません。

12 Q&A

Q&A コーナー



Q1 個人住民税の「特別徴収」とは何ですか。

A1 事業者（特別徴収義務者）が従業員（納税義務者）に対して毎月支払う給与から、個人住民税額（市町村民税＋県民税）を引き去り、従業員に代わってその従業員に課税をした市町村に納入する制度です。

Q2 今まで特別徴収をしなくてもよかったのに、何が変わったのですか。

A2 地方税法の規定により、各市町村は、原則として所得税の源泉徴収義務者である事業者を個人住民税の特別徴収義務者として指定することが定められています。法令改正等があったわけではなく、今までこの要件に該当する事業者については、特別徴収をしていただく必要がありました。それが徹底されていませんでした。

Q3 手間も増えるので特別徴収は行いたくないのですが。

A3 事務の増加や経理担当者がいないといった理由で特別徴収を行わないことは、法令上認められません。地方税法の趣旨に沿った適切な徴収義務を果たしていただくようお願いいたします。

また、所得税における源泉徴収や社会保険、雇用保険と同様に従業員の雇用環境のひとつとしてご理解願います。

Q4 すべての事業者が従業員の個人住民税を特別徴収するのですか。

A4 給与の支払いをする際に、所得税を源泉徴収して国に納入する義務がある事業者は、原則、個人住民税についても特別徴収を行っていただく必要があります。三重県では平成26年度から法定要件に該当する事業主の方に特別徴収義務者の指定を実施しますが、次の場合については、当分の間普通徴収とすることがあります。

・乙欄適用で普通徴収希望者又は他事業所で特別徴収されている

- ・給与が支給されない月がある
- ・事業専従者のみ（全従業員が事業専従者のみの場合に限る）
- ・退職予定者（5月末までに退職予定の方）

Q5 どうして他の市町村からは特別徴収税額の決定通知書が送付されないのですか。

A5 従業員の居住する他の市町村から特別徴収税額の決定通知書の送付がない場合、税額が発生しない又は漏れているなどの可能性があるため、該当する市町村へお問い合わせください。

Q6 従業員から普通徴収にしてほしいと言われているのですが。

A6 法定要件に該当するすべての事業者を特別徴収義務者として指定しますので、従業員の方が個々に徴収区分を選択することは認められていません。

Q7 パート、アルバイト、非常勤職員等であっても特別徴収しなければなりませんか。

A7 前年中に給与の支払いを受けた者であり、かつ、当年度の初日（4月1日）において給与の支払いを受けている場合は、原則として、全ての従業員から特別徴収する必要があります。

Q8 近いうちに退職する予定の従業員も特別徴収しなければなりませんか。

A8 所得税の源泉徴収義務があり、4月1日現在在職されている方はすべて特別徴収の対象となります。しかし、5月末までに退職する予定がある方は、はじめから普通徴収にすることができますので、個人住民税の普通徴収切替理由書に人数を記載して、その後ろに綴ってください。

Q9 3月に退職した従業員がいます。この従業員が、送られてきた税額決定通知書に載っていますが、どのように手続きしたらよいですか。

A9 税額決定通知書の送付があった市町村に退職の異動届をご提出ください。

Q10 所得税が発生しなければ個人住民税も発生しませんか。

A10 所得税と個人住民税では税額の計算も異なるので、所得税が発生しなくても個人住民税が発生する場合があります。

Q11 2カ所以上の事業所に勤務している従業員は、どちらから特別徴収されますか。

A11 原則として、前年の給与収入額が大きい事業所が特別徴収義務者として指定されます。※前年度実績による場合もあり。

Q12 毎月市町村に個人住民税を納入するのは面倒なのですが、他の方法がありますか。

A12 給与の支給人員が常時10人未満である特別徴収義務者は、市町村長の承認を受けて、年12回の特別徴収税額の納期を年2回とすることができます。つまり、6月から11月までの分については、12月10日まで、12月から翌年5月までの分については、翌年6月10日までに、それぞれ納入することができます。

Q13 個人住民税は事業者が計算しなくてもよいのですか。

A13 はい。個人住民税の計算は、1月末までに事業所から提出していただく給与支払報告書等の資料に基づき、各市町村で計算して通知しますので、給与から引き去る金額を事業者が計算する必要はありません。所得税のように、年末調整をする手間もありません。

Q14 普通徴収より特別徴収の方が1回の負担が小さくなるのですか。

A14 はい。普通徴収の納期は通常年4回であるのに対し、特別徴収は年12回なので1回あたりの納税額の負担が少なくなります。また、納期毎に、従業員の方が金融機関等に出向いて納税する手間が省け、納め忘れの心配がなくなるなど、従業員の方の利便性が向上されます。

Q15 特別徴収事務を放棄した場合、または滞納した場合はどうなるのですか。

A15 特別徴収義務者として指定された事業者が、特別徴収事務を放棄し、滞納となった場合は、事業者に対して督促状が発送されます。なお、督促状が届いても支払いがされない場合は、事業者に対して滞納処分を行うことがあります。

Q16 事業不振のため、特別徴収した個人住民税を納期限内に納税できないのですがどうしたらよいですか。

A16 事業者が特別徴収した徴収金は、従業員からの預かり金であり、事業

資金ではありませんので、このような場合にも必ず市町村に納入してください。なお、不正に事業資金等に使用し、納入しない場合は、脱税の罪（10年以下の懲役若しくは200万円以下の罰金に処され、又は懲役及び罰金を併科されることがあります。）に問われることもありますので、ご注意ください。

Q17 4月1日現在は在職していませんでしたが、その後就職した従業員がいる場合、途中から特別徴収に切り替えることはできますか。

A17 対象となる従業員が事業者を通じて1月1日現在の住所所在地の市町村にその旨をご連絡いただければ、途中からでも特別徴収に切り替えることができます。（P9参照）

Q18 特別徴収の手順はどうなりますか。

- A18**
- 1 毎年1月末までに市町村へ給与支払報告書を提出してください。
 - 2 市町村において個人住民税の税額の計算をします。
 - 3 給与支払報告書を提出後、4月1日現在で在籍しなくなった従業員等がいる場合は、4月10日までにその旨を市町村長に届け出てください。
 - 4 事業者に対して、従業員の方が1月1日現在住んでいた市町村から毎年5月31日までに「特別徴収税額の決定通知書」が送付されます。
 - 5 特別徴収税額の決定通知書には、6月から翌年5月までに徴収していただく住民税額（年税額及び毎月の額）が記載されていますので、毎月の給与から記載された月割額を徴収（引き去り）してください。
 - 6 徴収（給与引き去り）した個人住民税は、翌月の10日までに当該市町村（または金融機関・ゆうちょ銀行）に納入してください。
 - 7 従業員に異動（退職・転勤・死亡等）があった場合は、異動届を提出してください。
 - 8 異動届を提出した場合や税額が変更となった場合は、「特別徴収税額の変更通知書」が送付されますので、通知された変更月から徴収金額を変更して納入してください。

13 三重県・県内市町個人住民税担当課連絡先

県・市町名	住民税担当課	電話番号
津市	市民税課	059-229-3130
四日市市	市民税課	059-354-8132
伊勢市	課税課	0596-21-5534
松阪市	市民税課	0598-53-4035
桑名市	税務課	0594-24-1149
鈴鹿市	市民税課	059-382-9446
名張市	課税室	0595-63-7429
尾鷲市	税務課	0597-23-8171
亀山市	税務室	0595-84-5011
鳥羽市	税務課	0599-25-1134
熊野市	税務課	0597-89-4111(内線144)
いなべ市	市民税課	0594-74-5831
志摩市	課税課	0599-44-0211
伊賀市	課税課	0595-22-9613
木曾岬町	税務課	0567-68-6102
東員町	税務課	0594-86-2801
菰野町	税務課	059-391-1117
朝日町	税務課	059-377-5655
川越町	税務課	059-366-7114
多気町	総務税務課	0598-38-1112
明和町	税務課	0596-52-7113
大台町	税務課	0598-82-3784
玉城町	税務住民課	0596-58-8201
度会町	税務住民課	0596-62-2414
大紀町	税務課	0598-86-2215
南伊勢町	税務課	0599-66-1112
紀北町	税務課	0597-46-3118
御浜町	税務住民課	05979-3-0510
紀宝町	税務住民課	0735-33-0337
三重県	税収確保課 個人住民税特別滞納整理班	059-224-2133



平成25年9月発行

三重県総務部 税収確保課
三重県地域連携部 市町行財政課
県内各市町 個人住民税担当課